

令和 7 年 9 月 24 日

保護者 様

霧島市立小浜小学校
PTA会長 川口 裕介
校 長 白田 実

撮影機能付きデバイス及び関連データの利用について

仲秋の候、皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

近年、学校を含む様々な場所で撮影された画像や映像が SNS 等で不適切に使用され、児童生徒がその被害者となる事例が発生しています。

本校においても子どもたちが安心安全な学校生活を維持するために、撮影機能付きデバイス及び関連データの利用についてのルールづくりを行いました。

つきましては、保護者の皆様方におかれましては、別紙の内容を御確認いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

また、県教育委員会や警察庁においても児童生徒の様々な被害等に関する相談窓口を設置しています。必要に応じてご活用ください。

〔児童生徒の様々な被害等に関する相談窓口〕

1 鹿児島県教育委員会



令和7年度 **かごしま子供SNS相談・通報窓口**

悩みを相談したい
相談受付期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
17:00～21:30

学校に知らせたい
相談受付期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
24時間いつでも

身近な人に言えない悩みについてLINEやWEBチャットで相談できるよ

自分や友達のお話を24時間いつでも受け取ってくれるよ

LINE
LINEを使っている人はこちらの二次元コードを読み取って「かごしま子供SNS相談・通報窓口」を友達登録してね。

WEB
LINEを使っていない人やパソコンを使っている人は、こちらの二次元コードからWEBチャットページにアクセスしてね。

電話でも相談できるよ
スマートフォン・携帯・固定電話 **0120-0-78310**
固定電話専用 **0120-783-574**
*****かごしま教育ホットライン24*****

2 警察庁



特殊詐欺 犯罪組織 銃 薬物
人身取引 匿名通報
偽装結婚 オンラインカジノ
児童買春 児童虐待

匿名・ワンクリックから匿名で通報ができます。情報は警察に連絡し、捜査等に役立ちます。

オンライン受付 **0120-924-839**

緊急の場合は **110** 番して下さい！

〔問い合わせ〕
霧島市立小浜小学校
担当 日置（教頭）
電話 0995-42-0501
FAX 0995-42-0518

【別紙 1】

霧島市立小浜小学校

撮影機能付きデバイス及び関連データの利用について

子どもたちが安心安全な学校生活を維持するために、撮影機能付きデバイス及び関連データを利用する際には以下の内容を踏まえた活用に御協力ください。

1 対象のデバイス及び関連データ

(1) 対象デバイス

デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、スマートフォン等

(2) 関連データ

1 (1)で撮影された画像や動画等

2 学校における撮影について

(1) 学校での画像や動画の撮影は御遠慮ください。行事等によって学校が撮影を許可する場合は案内文等を通じてお知らせします。

(2) 学校が撮影を許可する場合においても、御自身のお子様及び作品・掲示物等以外の撮影は御遠慮ください。

(3) PTA 活動等で活用する画像等で、御自身のお子様やお子様の作品・掲示物等以外を撮影する場合は、その都度、事前に学校（教頭）までお申し出ください。

3 撮影した画像や動画の管理・利用について

(1) 個人で撮影した画像については、御家庭で責任をもって管理してください。主となる被写体が御自身のお子様であっても、背景や周りの子どもたちや保護者、職員等が写り込んでいる場合もあります。他者との画像の共有や SNS 等での利用については御遠慮ください。

(2) 学校が撮影した画像や PTA 活動等で撮影した画像については、肖像権の取扱いに関する同意書が示す範囲で活用させていただくことがあります。学校や PTA が掲載した写真等の二次利用については、御遠慮ください。

〔御遠慮いただく二次利用例〕

- ・ 学級通信に掲載されている画像の写真をとり、個人の SNS 等で活用する。
- ・ PTA 活動の報告として BAND に掲載された画像を個人の SNS 等で活用する。

4 その他

(1) 許可を得て撮影する場合であっても、他の保護者の皆様や子どもたちから誤解を招くことのないよう、十分配慮してください。

【誤解を招く場合の例】

- ・ 自身のお子様以外を撮影していると間違われる場合
- ・ 学校行事に関係の無い場所を撮影していると間違われる場合

〔学校教育活動及び PTA 活動における写真撮影時の留意事項〕

- 1 学校教育活動や PTA 活動等の広報や記録を目的として撮影を行い、それ以外の目的での撮影は行わない。
- 2 撮影時には、学校教育活動の場合は学校（校長又は教頭）へ、PTA 活動の場合は PTA 会長又は研修部長に許可を取り、「撮影許可」の札をつける。
- 3 撮影する画像については被撮影者の人権等に十分配慮すること。

- ・ 子供たちが「他の友達に見られたくない」と思うような画像は撮影しない。
 - ・ 「撮影した画像が将来まで残っているかもしれない」と写真を撮られた相手が後々不安になる可能性があるような画像は撮影しない。
 - ・ 写真を撮ることを強要しない。集合写真等においても、無理強いはしない。
 - ・ 背景に映るものや映り込む人々等にも十分に配慮する。
 - ・ 個人のデバイスを使って撮影した画像は、必ずそのデバイスからデータを削除する。
- 4 撮影者は、撮影行為が学校教育活動や PTA 活動の妨げにならないよう十分に留意する。
- 5 BAND 以外の SNS 等で共有しない。
- 6 BAND に画像をアップロードする際は、必ず「ダウンロード及び無断転載不可」の文言を記載する。
- 7 BAND にアップロードされた画像についても、PTA 会長又は研修部長、校長又は教頭の判断で削除される場合がある。

撮影機能付きデバイス及び関連データの利用について

児童が安心安全な学校生活を維持するために、撮影機能付きデバイス及び関連データを利用する際には以下の内容を踏まえた活用に努める。

1 対象のデバイス及び関連データ

(1) 対象デバイス

学校が指定するデジタルカメラ（学校ではそれ以外の撮影機器を原則として使用しない）

※ それ以外の撮影機器を使用する場合は、事前に管理職に確認し、承認を得る

(2) 関連データ

1 (1)で撮影された静止画や動画等

2 教育現場における撮影目的

(1) 授業風景や行事等の活動記録としての活用

(2) 学校教育活動の関係機関等（教育委員会、保護者、地域の方々等）への伝達・広報としての活用

(3) 学校及び自身の研修等での活用（教育論文の作成、授業の振り返り等）

(4) 広報活動の一環としての活用（新聞や雑誌広報誌への掲載、テレビの取材等）

※ (1)～(4)の目的を踏まえ、教員の職務と関連しない場面での撮影は行わない。また、校内職員で共有できない画像や動画の撮影は行わない。

3 撮影した画像や動画の管理・利用について

(1) 撮影した画像や動画は校内サーバー等の共有ファイル内で管理する。画像や動画は校内のサーバー等に移した後、速やかに記録媒体（SD カード等）から削除すること。

(2) 保護者からの承諾を得ている児童の画像や動画については、2 (1)～(3)の目的に沿って学校又は学級の判断により利用することができる。

※ 画像や動画の利用に際しては、保護者より承諾を得ている範囲を超えないように十分に配慮する。

【利用例】

・ 児童の学習活動の様子を写真で撮影し、学級通信や学校便りに活用する。

・ 研究授業の様子を撮影しその動画を、指導力向上に向けた研究公開等で活用する。

(3) 2 (4)に関連し、撮影した画像や動画を広い範囲で活用する場合（新聞や雑誌・広報誌への掲載、テレビの取材等）は保護者にも情報を共有し、理解を得よう努める。

(4) 撮影した画像や動画は、個人の SNS 等で利用しない。

(5) 撮影した画像や動画は個人のデバイスやクラウド内に保管しない。

4 その他

(1) 入学後及び転入後に 2 (1)～(4)の目的で職員が児童の撮影を行うことについて、承諾書により、保護者からの承諾を得る。

(2) 静止画や動画及びそれに類するものを利用して作成したものを配信等する場合は管理職に確認し、承認を得る。

【「静止画や動画及びそれに類するものを利用して作成したものを配信等する場合」の例】

・ 登校できていない児童とオンラインで安否確認や教育相談を行う。

・ 登校できていない児童の家庭に学級通信等をメールや SNS 等を使って配布する。

(3) 児童の様子を撮影する行為は、保護者や児童から誤解を招く場合があることについて十分留意し、事前に撮影する児童やその児童の保護者に撮影目的を伝えたり、撮った画像や動画を、撮影した児童やその児童の保護者と確認したりするなど、目的に沿った撮影であったことについて十分な理解が得られるよう配慮する。

令和 7 年 4 月 22 日

保護者 各位

霧島市立小浜小学校
P T A 会長 川口 裕介
校 長 白 田 実

肖像権の取扱に関する同意書について

本校では、教育活動に関する記録写真や映像等について、必要に応じて下記の範囲内で教育研究誌（研究紀要、教育論文等）や学校の広報活動（学校便り、学級通信、学校ホームページやテレビ・新聞取材等）、子どもたちの教育に係る活動（授業での制作物、学級掲示物、文集やアルバム作成等）で使わせていただくことがあります。また、P T Aにおいても、学校での教育活動やP T A活動の様子について保護者間で共有するために写真をB A N D等に掲載することがあります。

つきましては、保護者の皆様方に、下記の内容について御確認いただき、同意書を提出していただくことで、記録写真や映像等の使用について御承諾いただいたものとさせていただきますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 肖像の取扱について

- (1) 学校の教育活動及びP T A活動に係る記録写真や映像等について、学校及びP T Aが使用することがあります。
- (2) 学校の教育活動及びP T A活動に係る記録写真や映像等について、その活動の様子を保護者間で共有するために小浜小P T AのB A N D等に掲載することがあります。
- (3) テレビや新聞の取材を学校又はP T Aが受けた際には、B A N D等を活用して事前に保護者に連絡するとともに、保護者や本人から個別に相談があった際は、学校又はP T Aが適切に対応させていただきます。

2 その他

- ・ 学校やP T A等で使用する写真や映像について、許可無く二次利用（個人のS N Sへの掲載等）することは御遠慮ください。

----- 切 り 取 り 線 -----

小浜小学校P T A会長 殿
小 浜 小 学 校 長 殿

肖像の取扱に関する同意書

学校で使用される写真や映像等について、次の内容に同意します。

- 1 学校の教育活動及びP T A活動に係る記録写真や映像等について、学校及びP T Aが使用する。
- 2 学校の教育活動及びP T A活動に係る記録写真や映像等について、その活動の様子を保護者間で共有するために小浜小P T AのB A N D等に掲載する。
- 3 本同意書に沿って学校又はP T Aが児童の写真や映像等を使用する場合においても、個別に対応が必要な場合については、保護者が学校又はP T Aに適宜連絡する。
- 4 学校やP T A等で使用する写真や映像等について、許可無く二次利用（個人のS N Sへの掲載等）は行わない。

児童氏名

保護者氏名

この同意書は霧島市立小浜小学校在学中有効とする。